

## 資料

沖縄国際大学・沖縄法政研究所フォーラム

### 第6回公開シンポジウム

日時・2006年6月29日（木）午前9時から12時  
場所・沖縄国際大学7号館201教室

#### 『近隣諸国から見た日本国憲法改正の動き』

今、日本は重要な岐路に立っています。憲法は国家の在り方を定める法です。憲法「改正」論議とは将来の日本がどのような国家として存立していくのかを問うことに他なりません。

沖縄法政研究所では、今後の憲法「改正」論議に向けて判断材料として役立てていただきために、今回上記のテーマでシンポジウムを開催することにしました。日本の憲法を研究し、この問題に深い関心を寄せる気鋭の学者を韓国・中国・台湾からそれぞれお招きし、現在の日本国憲法「改正」とは近隣諸国にとってはどのような意味を持っているのか、日本国憲法「改正」について講演とパネル・ディスカッションを行います。

「平和憲法」の日本に「復帰」してから34年、現在でも広大な米軍基地が存在し、住宅密集地上空を米軍ヘリが飛び交い、さらに米軍再編の中で新たな米軍基地の建設が企図されている沖縄の地で、近隣諸国の観点から再度憲法を考えることは意義深いと思います。

(ポスターの案内文より抜粋)

## 第一部 基調講演

- 「朝鮮半島の平和と日本国憲法の改正問題」

閔 炳老 (韓国・全南大学校法科大学助教授)  
ミン ビヨンロ チヨンナム

- 「マカオで日本語を学んでいる学生の対日意識」

張 集歓 (中国・マカオ大学日本研究センター専任講師)  
チョウ シュウカン

- 「新しい人権の発展の相違－日台比較－」

蕭 淑芬 (台湾東海大学社会科学院法律学科助理教授)  
ショウ シュクファン

## 第二部 パネル・ディスカッション

- パネリスト

・閔 炳老 (韓国・全南大学校法科大学助教授)  
ミン ビヨンロ  
・張 集歓 (中国・マカオ大学日本研究センター専任講師)  
チョウ シュウカン  
・蕭 淑芬 (台湾東海大学社会科学院法律学科助理教授)  
ショウ シュクファン  
・井端正幸 (沖縄法政研究所所員・沖縄国際大学教授)  
いはたまさゆき  
・屋良栄作 (那覇市議会議員)  
やら えいさく

- コーディネーター 伊志嶺惠徹 (沖縄法政研究所所員・沖縄国際大学教授)  
いしみねけいてつ

# 朝鮮半島の平和と日本国憲法の改正問題

ミン  
閔  
ビヨン  
炳  
ロ  
老

(全南大学校法科大学助教授)

こんにちは。ただいま御紹介いただきました韓国の閔と申します。本日は建学の理念の中で「人類の平和と共生を支える学術文化の創造」を掲げる沖縄国際大学において、法政研究所主催の国際シンポジウムでの報告の機会を与えていただき、心より光栄に感じております。そして、シンポジウムの準備にかかわった徳永賢治所長、大山盛義先生を始め、皆様の御尽力にも心より感謝いたします。

さて、私は普段の韓国の講義では楽しく授業をするのをモットーにしておりますが、きょうはシンポジウムの形式ですので、少し堅くなると思います。趣旨もそういう軽い趣旨ではないので、少し堅い話になると思いますが、皆さん我慢していただければありがとうございます。

私の出身地である韓国光州市では去る6月15日の前後に、南北首脳会談6周年の記念行事が行われました。それは2000年の6月に北朝鮮平壌で、南北分断55年の壁を乗り越えて当時の金大中（キム・デジュン）大統領と北朝鮮の金正日（キム・ジョンイル）さんが初めて直接会談し、南北関係を「対決と反目」の時代から「和解と協力」の時代へ移行させる端緒を開いたと評価される「6・15南北共同宣言」を発表したことを記念して毎年行われる行事なのですけれども、それが光州で開かれました。また、ノーベル平和賞の受賞者たちの頂上会議も同時に行われました。それが光州で行われたことは、日本の沖縄が世界に向けて平和の震源地になっているのと同様に、韓国の民主主義の政治的基盤となり、その民主主義の根幹となったと評価されている韓国光州から朝鮮半島及び東アジアの平和のために成し遂げなければならない最大の課題であるとも言える「南北の平和統一」の機運を全国的に高めていこうとした趣旨があります。

しかし、皆さん御存じのように、ちょうどその時期から北朝鮮のテボドン第2号

ミサイルの発射実験の問題が出てきております。こうしたちょっとしただけの事が生じても韓国のみならず東アジアの地域において一気に緊張感を高めております。そういうことはやはり朝鮮半島が民族が分断されているところに原因があると思います。こうした朝鮮半島の民族分断は、朝鮮半島の平和だけではなく韓国社会の内部にも様々なところにまで大きな悪影響を及ぼしております。それだけではなく、朝鮮半島が周辺国家の利害関係に囲まれているという地政学的特殊性のために、東アジアの平和と安全にも影響を及ぼしています。特に冷戦終焉後には、東アジアの潜在的な紛争要素である北朝鮮の核疑惑やミサイル発射実験の脅威の諸要因によって一歩間違えるといつでも戦争にまで至る可能性も潜んでいると言えます。実際、朝鮮半島では、1950年6月から3年間に民族の悲劇である戦争を経験しており、1994年には北朝鮮が核拡散防止条約から脱退したことによって米朝両国が戦争の瀬戸際まで追い込まれたことや、1999年の大規模な地下施設の核疑惑による危機などが何度もありました。

こうした朝鮮半島の軍事的緊張が続いている状況の中で、過去周辺国に大きな被害を与えた日本が、冷戦終焉後のアメリカの一国覇権主義に追随して戦争放棄と非武装を掲げる平和憲法を改正して、「普通の国」つまり戦争ができる国を作ろうとしています。これに対し、東アジアの国々とりわけ韓国は、日本の新たな軍国主義の復活に対して警戒しており、様々な方法を通じて強い懸念を示しています。

これに対し、日本政府はこれを内政干渉だと言っているのですが、私の個人的な考えでは、1945年のポツダム宣言受諾と1946年公布の日本国憲法とによって日本が戦犯として国際社会に約束した非武装平和主義を日本自らが破ることであります、植民地支配と軍国主義の被害国の一つである韓国としては、日本側にその約束を「守れ」と訴えることは必ずしも「内政干渉」には当たらないと思います。

皆さん、御存じのように「戦争放棄、戦力不保持、交戦権否認」を定めている日本国憲法第9条は、連合国（の）ポツダム宣言を日本が受諾したことを契機として誕生しました。しかしながら、日本政府は1950年の朝鮮戦争勃発の直後に自衛隊の前身である警察予備隊を創設してから、再軍備へと動き出しました。そして、自衛隊については、「自衛のための最小限度の実力」を保持することは憲法上認められるという

「曲解」を行い、自衛隊が保持する程度の実力は第9条第2項が禁止する「戦力」には当たらないと強弁してきたのです。

日本政府のこうした見解は、1989年冷戦終焉に伴う国際情勢の変化に伴って国連活動に対する日本の対応のあり方についての論議を踏まえて急激に変化しました。1991年の湾岸戦争を契機として日本政府は、自衛隊を「国際貢献」という名の下でカンボジア、アフガニスタンなどへ自衛隊を派遣しました。

さらに、1996年の日米安保共同宣言によって自衛隊・米軍の行動範囲は、「極東」から「アジア・太平洋」にまで拡張されるよう方向づけられました。これに伴ってガイドラインの見直しがはかられ、朝鮮半島などの周辺の有事に対応するために日米同盟関係が強化され、自衛隊をはじめとする日本側の軍事的役割も大幅に拡大することになりました。

このように、日本政府は、戦争放棄・戦力不保持・交戦権否認を掲げる憲法第9条の下で、苦心に苦心を重ねた「解釈改憲」を通じて「自衛のための必要最小限度の実力」として自衛隊を合法化し、当初の「専守防衛」にとどまらず海外の「非戦闘地域」への派遣まで可能にしました。にもかかわらず、日本政府は、それでも飽き足らずに、平和憲法の改正にまで着手しようとしています。まさに、その意図は、憲法第9条第2項を削除し、これまで違憲とされてきた自衛隊を正式の「軍隊」として位置づけ、「国際貢献」という名の下で、様々な形態における海外での軍事行動を可能にすることにあると思われます。そして、究極的には「集団的自衛権」の行使まで可能にすることにあると言えます。

朝鮮半島は先ほど申し上げました「6・15南北共同宣言」を契機として、南北が、「和解と協力」の関係を築くために努力してまいりました。しかし、世界の核とミサイルの統制権を握ろうとするアメリカの世界戦略によって、朝鮮半島には、再び有事が発生する可能性が非常に高いと言われております。実際に朝鮮半島では1950年朝鮮戦争後に1953年の「停戦協定」が結ばれておりますが、「平和協定」はいまだに結ばれておりません。従いまして、いつ戦争になってしまっておかしくない状況です。さらに、韓国軍に対する「戦時作戦権」は朝鮮半島に駐留するアメリカ軍の司令官にあります。従いまして、朝鮮半島を戦場にすることは、いかなる統制も受けないア

メリカ軍の意向によって左右されることになります。

ところで、朝鮮半島で有事が発生したら、日本は日米安保条約に従って「共同防衛」を行い、日本のいかなる場所についてもアメリカ軍に「基地供与」をしなければなりません。特に、日本におけるアメリカ軍施設の75%がある皆さんのお住まいの沖縄県は、朝鮮半島への出動を行う基地になりますので、相手国からの攻撃の対象にもなります。沖縄が第2次世界大戦で戦場になったのは、そこに日本軍基地があったからだということからも、その可能性の高さを伺うことはできます。

さらに、日本政府は、1996年に日米間で合意された新ガイドラインに従って、アメリカ軍を「後方支援」するために有事法制を整備しております。すなわち北朝鮮を対象とするアメリカの軍事行動に日本の自衛隊がほぼ全面的に協力するだけではなく、交戦状態やその準備段階においても、日本国内には事実上の国家総動員体制が布かれ、日本社会全体が戦争に巻き込まれてアメリカの軍事作戦を支援する体制に改編されるわけです。

そして、日米安保共同宣言では、朝鮮半島は「死活的に重要」にと位置づけられており、死活的利益を有する他国への攻撃を自国に対する攻撃と同視する「集団的自衛権」の発動が前提とされていると言えます。それゆえ、今後、日本政府の憲法解釈の変更なり、平和憲法の改憲なりを通じて、自衛隊の「集団的自衛権」の行使が可能になることが予想されます。

こうしたことからお分かりのように、戦争はあってはなりませんが、朝鮮半島では、我々の韓国人の意思とは関係なしに有事が発生する可能性があり、また、それが発生した場合には、韓国側や日本国民が望まなくても、日本の自衛隊の参戦が日米同盟によって行われることになります。そうなれば日本の自衛隊が、朝鮮半島に再び「日の丸」を掲げて進軍することになるでしょう。

こうした朝鮮半島における日米同盟に基づく日本の参戦は、日本国内を戦場にするだけではなく、大陸から中国やロシアの参戦を引き起こし、東アジアの平和が崩壊するという不幸な結果になりかねません。実際に、1950年の朝鮮戦争は民族内部の戦争であったにもかかわらず、朝鮮半島の地政学的特殊性のために多くの国々が参戦する拡大戦争になりました。では、こうした不幸な事態を防ぐためにはどうしたらいいのでしょうか。最後にこの点についてお話を終わりたいと思います。

まず、世界の火薬庫とも言われる朝鮮半島における潜在的紛争の要因を取り除かないといけないと思います。すなわち、北朝鮮は、潜在的紛争の要因である核とミサイルを放棄して国際社会の友とならなければなりません。北朝鮮の核問題を解決するためには、現在組織されている6者会議で、ミサイル問題も含めて対話と譲歩を通じた迅速な解決が行われるべきだと思います。それが、北朝鮮の安全を担保する前提である米朝の不可侵条約と、北朝鮮の日米との国交樹立につながる基本的な課題であり、日本と韓国に駐留するアメリカ軍が徐々に撤退するための基本的条件でもあります。さらに北朝鮮の核やミサイル問題の解決は、日本政府が新軍国主義化と平和憲法を改正するための大義名分としてきたことを弱くすることにもなります。

第2に、非武装平和主義を掲げる日本国憲法の改正を阻止しなければなりません。既に明らかのように、日米安保共同宣言や日米新ガイドラインの合意は周辺地域といつても主に北朝鮮を示しており、その朝鮮半島における有事に日本が何らかの形で参戦することを狙うものであります。日本の朝鮮半島の有事への参戦は、中国やロシアの参戦を引き起こし、拡大戦争になりかねません。さらに、日本の軍国主義化は、周辺国の軍事力の競争を呼び起します。従いまして、日本が世界に向けて約束した平和主義を守るように、日本だけの問題に止まらない憲法改正の阻止に向けて平和を愛する日本国民と連携して隣の国々の市民社会が力を合わせるべきであります。

第3に、日米同盟及び韓米同盟を解消して、東アジアからアメリカ軍を撤退させなければなりません。なぜなら、東アジアにアメリカ軍の基地があり、日米及び韓米が軍事的同盟関係にある限り、中国は軍事力を強化し霸権主義の途を進む可能性が高いからです。従いまして、今後中国が霸権主義の途を進まないようにするためにアメリカ軍が韓国や日本から撤退し、日米及び韓米の軍事的同盟も解消していくべきです。そして、その代案として、多くの学者が指摘しているように、東アジアにおける平和のための地域間協力を強化し、地域共同体である東アジアの平和共同体を構築することが必要です。

最後に日本ではありません報じられていないようですが、先日(2006年6月)東南アジアを訪問する前に、明仁天皇は、記者会見で、「過去の戦争で日本人を含め、多くの

人々が命を失った。そのことを考えると胸が痛い」と述べながら、「歴史を決して忘ることなしに、各国民が協力して戦いのない世界をつくるために努力するべきである」と述べたということが韓国では報じられています。まさに、悲惨な歴史が繰り返されないように、国境を越えて東アジアの市民同士が協力していくべきだと思います。

御静聴ありがとうございます。

# マカオで日本語を学んでいる学生の対日意識

－現在の改憲及び日中関係を中心として－

張 集 歓  
チョウ シュウ カン

(マカオ大学日本研究センター専任講師)

## 1. 日中関係の変遷およびその主な原因

日中関係について話す時、最近「政冷経熱」という言葉がよく使われる。この言葉からもよくわかるように、今の日本と中国の間は経済的、いわゆる民間レベルでの交流は盛んにもかかわらず、首脳会談などの政治面ではある意味では冷戦状態に入っていると思われているようだ。日中國交が回復して今年で34年目になるが、今の日中関係は前よりももっと複雑になっていて、もっと多くの問題に同時に直面していると思われている。1983年に当時の中国の総書記、胡耀邦が訪日した時、日中関係に関して、「平和友好、平等互恵、長期安定と相互信頼」という四つの原則を提案したが、今では表面的には確かに平和、平等に見えるが、この四原則まではまだ相当離れていることは否定することはできない。これほど二つの国の関わりが経済的にはそれだけ深まっているというのに、国家関係全体を見るとすっきりした印象を持たないというのはどうしてかというこの問題を考えるのには、まず経済面と政治面における日中関係をいったん分離させる必要があるのではないかと思う。なお、同じく政治問題でも、ほかの国には例を見ない、日本と中国両国の長い歴史から見ると、私は異文化摩擦によって起こった異文化摩擦問題と、日本の一派の右翼によって作り出された右翼問題と、中国脅威論の問題と、改憲も含めての日本とアメリカの問題と、それから日本と中国に限らず、一般国家間でも起こる外交問題との五つの問題に分けて考えたほうが妥当なのではないかと思う。

### 1-1 歴史認識問題・右翼問題

前首相の小泉純一郎も含めて、日本の歴代首相が戦争の責任について反省やお詫

びを繰り返し表明してきたが、なぜ今になってもまだ中国では日本の歴史認識を問う声があるかということを考える必要があると思う。この歴史認識問題で、いちばん最初となったのは1982年の教科書問題で、その後、日本的一部の閣僚の失言・放言事件、首相の靖国神社参拝問題など相次いで起こり、それぞれの政治家の、自分の歴史観に基づく発言だったが、残念ながら結果としては日本政府が今まで表明してきた「反省」や「おわび」に対して、中国や韓国に疑問を抱かせるようにしてしまった。そういう事件が起こるたび、日中間のせっかく過去の歴史になりつつある日中戦争史をふたたび過ぎた事とはしないような気がしてならない。

1-1-1 教科書事件 1982年6月、高校社会科の教科書検定において、「侵略」という言葉が文部省によって「進出」に書き換えさせられたことが明らかとなった事件。過去への無反省を教育に押し付けるものとして、国内外から強い抗議が寄せられた。日本政府は最終的に検定の是正を約束した。

1-1-2 問題発言 問題発言はいくつかあるが、中でも特に問題となったのは、

- ① 「韓国にも責任」 - 中曾根内閣の藤尾正行文相は86年9月、月刊誌「文芸春秋」掲載のインタビューで、日韓併合について「韓国にもいくらか責任がある」と発言したもの
- ② 「侵略意図無かった」 - 竹下内閣の奥野誠亮国土庁長官は88年5月、衆院決算委員会の答弁で、先の戦争について「日本に侵略の意図は無かった」と語ったもの
- ③ 「南京大虐殺はでっち上げ」 - 94年5月、羽田内閣の永野茂門法相は毎日新聞のインタビューで「南京大虐殺はでっち上げだ」と発言したもの
- ④ 「日本だけが悪いわけじゃない」という村山内閣の桜井新環境庁長官が記者会見での「侵略しようとしてやった戦争ではない。日本だけが悪いわけではない。アジアの国々には迷惑をかけた反面、そのおかげで独立できて、教育も普及したから、ヨーロッパに支配されたアフリカの国より、はるかに識字率が高い」と発言したもの
- ⑤ 「良いこともした」という95年11月、村山内閣の江藤隆美総務庁長官が記者とのオフレコ懇談で「植民地時代、日本が韓国に良いこともした」と語ったもの

## 1－2 異文化摩擦問題・相互の理解

異文化摩擦と言っていちばん最初に思い出されるのは、1972年の日中共同声明の時の、当時田中角栄元首相の「多大な迷惑をかけた」事件だろう。その言葉を日本側の通訳が「添了麻煩」と訳した時会場で中国側からものすごい反発が始まったというエピソードがあった。語彙の使い方の違いによって生じた摩擦だろうが、その後、当時中国側の主席毛沢東が間に入ってなんとか問題解決できたようだったが、私には、問題解決ができたもっとも大切なカギは日本、中国お互い共同声明をまとめよう、国交回復させようという共同の目標があったことと理解している。70年代から80年代にかけて、相互理解という点に関しては両国間の首脳レベルはどうちらも積極的だった。それと比べると、今はどちらも自分から理解するより、自分の文化を理解しようと迫るばかりで、相手を理解しようとするように見える。日本首相の靖国神社参拝事件が一つの典型的な例として考えられる。右翼の問題も絡んでいると思うが、根本的なところには両国の神社参拝に対する理解のずれが見えてきて、相手国の気持ちを考えようとするという動きはあまり見られなかったところにあるのではないかと思う。そこでそういう事件があるたび、中国側からまず反日デモが行われ、サッカーのアジアカップでの中国側のサポーターの暴走もその一例だが、それに対して今度は日本国内から反発が起こり、日本中国間が感情的な悪循環という泥沼にどんどん入っていく。日中問題がそういう理解不足でこじれにこじれて解決の糸口が見えない状態になっていくのもおかしくないことだろう。

靖国神社参拝について、「自分の政治信条だから断固として変えない」と小泉首相が話したが（2004年8月31日）、確かに政治信条がないと政治家は潰れてしまうが、日中関係という国と国間の関係問題の前では、もはや政治家一人の政治信条や国内政治では通らなくなる。中国から見て靖国神社そのものは軍国主義を象徴するものだから、当然首相の参拝は戦時軍国主義の被害者になった中国を含めて、日本近隣諸国には理解できない。靖国参拝を続けるかぎり、首脳往来はまず不可能で、中国民間の対日感情もますますヒートアップし、関係も悪くなっていくだろう。

## 1－3 日米安保新ガイドンス及び日本の改憲

三つ目になるのは、アメリカも絡んだ日本の改憲問題だと考えられる。現在の日

中関係というのは日米関係、中米関係を抜きにしては語れなくなっているのは周知の通りだ。台湾問題について、中国側は「内政問題」だと主張しているのに対して、アメリカがとっているのは「領土未決論」で、両国はアメリカの台湾応援で関係を悪くしている。その間に入っている日本は近年アメリカの対中政策に積極的に合わせようとしている。1999年（5月24日）の新ガイドラインの次は五年後（2004年6月14日）の有事関連7法で、日米軍事同盟体制の変質、強化の動きもはっきりと見えてきた。今のところ強化の建前では対北朝鮮の警戒だが、その内実は正確に認識されているはずだ。アメリカは中国を潜在的脅威として捉えていて、台湾問題で米中戦争を、現実的に可能性があると考えているから、日本と有事法制を組んで、いざ戦争になったとき日本を味方に回そうとしていると考えられている。それに合わせて日本は中国にとっては仮想の敵だから、日中関係がスムーズに行くわけがない。

なお、中国から見たら軍事的に強くなる日本は、侵略戦争という過去をまだ十分に認識していないと考えているということもあって、再び「戦争する国」に戻ろうとすると考えられてもおかしくないはずだ。

#### 1-4 その他の問題

その他にも日中関係を悪くする問題がいくつか未解決のまま残っている。

\* 尖閣諸島問題などの領土問題－沖縄と台湾との間にある尖閣諸島に巡る領土の争い

\* 中国脅威論－「アジアの盟主」の座を奪われる危機感。かつて「日本はアジアで唯一欧化に成功した国であり、唯一の先進国である」という事実は今日の中国や韓国の経済的・軍事的発展で過去のこととなった。特に中国は世界一の人口を抱えており、中国の潜在能力は日本から見ると強いライバルとなる。

#### 2. データから見る現在の日中関係

問題はいろいろあるが、実際日中間の関係を両国の国民はどう思っているか、相手の国、国民に対してどういう印象を持っているか、世論調査で調べてみた。日中

関係でいちばん最初の軋みとなったのは1982年の教科書事件で、その年から今年2006年まで、日本と中国で行われたいくつかの大きい世論調査の結果を基に日中関係の動向を調べ、調査の結果を古い順にまとめてみることにした。＊印がある物は中国と日本両方で行われた物で、印のない物は日本だけのもの。

- 1982年 NHK世論調査の「日本人の平和観」－NHK放送文化研究所
- 1987年 NHK世論調査の「日本人の国際感覚」－NHK放送文化研究所
- 1988年 日中印象共同世論調査－中国吉林大学、関西学院大学\*
- 1992年 日中共同世論調査－中国国情研究会、日本中央調査会\*
- 1995年 読売新聞、The Gallup Organization（ギャラップ社）の共同世論調査\*
- 1997年 日中共同世論調査－中国人民大学、朝日新聞\*
- 1999年 日中共同世論調査－読売新聞、The Gallup Organization（ギャラップ社）\*
- 2002年 日中関係共同世論調査－中国社会科学院、朝日新聞\*
- 2006年 日中関係に関する意識調査－日本外務省

結果から言うと、現在の日中関係は楽観的とは言えないということを確認することができる。まずは中国側で、中国人が「日本は好きか」という質問に対して、「好きだ」と答えた人は88年が36%、4年後の92年が40%で今までのいちばん最高の値を示したが、97年と2002年になった時、一気に10%まで下がった。「日本は嫌いか」という質問に関しても、「嫌い」と答えたのが最初の28%から2002年の53%までぼった。どちらも悪い方向へ進む一方という結果が判明できた。反対に日本人に聞いた結果も傾向的にはほぼ一緒だった。「中国は好きか」という質問に、「好きだ」と答えた人は88年が57%、92年になったら40%になり、97年が29%で、2002年になったら19%まで下がった。中国が嫌いだと答えた人も最初の6%から2002年の17%まで上がった。

なお、相手国に対する印象に関しては、中国側は初めの「裕福」「現代的」「民主的」という印象から、徐々に「侵略」「自国の利益だけ考える」というマイナスの方向へ移行しているのが分かった。日本側から見る中国も「保守的」「閉鎖的」「犯罪」と、いいイメージはあまり持たないようだ。

世論調査の最新のものとしては、今年の日本外務省の「日中関係に関する意識調査」がある。調査は日本国内で行われ、相手はすべて日本人だった。その結果を見

ると、日中関係を「現在より改善すべき」と答えた人は77.9%に達していて、「現状でよい」が12.0%で、「より悪化しても構わない」はほんの1.5%だ。現在の日中関係について「良好だと思わない」「あまり良好だと思わない」と回答した人が合わせて66.7%になってはいるものの、20年後の日中関係について「現在より好転し、協力できるパートナーとしての関係を深めている」「現在より全般的に好転するが、同時に摩擦も増えている」と回答した人は計46.5%で、「好転している」と予想している人が半数近いことが分かった。この世論調査からは、民間は日中関係に対しては前向きに考えていると判断できるだろう。

### 3. マカオで日本語を学んでいる学生の対日意識

マカオが中国の特別行政区になって八年目に入ろうとしている。そんな中国内陸に比べて政治意識の薄いマカオの学生は日中関係ならびに日本の改憲についてどう考えているかアンケートでとてみた。アンケートはマカオで日本語を学んでいる学生188名を相手に採ったもので、その188名のうち、132名が現在マカオ大学の学生で、その他の56名は民間の日本語学校に在学している学生である。日本語を学んでいるということからある程度日本や日本文化を普通の人より理解していると考えられる。いわゆる新しい世代の知日家といつてもいいだろう。アンケートの内容は

- \* 日本・日本人に対する印象
- \* 日中関係についてどう思うか、展望について
- \* 日本の改憲・日米安保新ガイドンスについてどう思うか

と大きく三つの部分に分けてとてみた。

まずは「日本・日本人に対する印象について」という質問だが、日本と言ったら何を連想させられるかという質問に対して、答えを大きく三つのグループに分けると、

1. 文化的なものにだけ興味があるタイプで、このタイプの人は今の日本のいいところだけ見ている人や前向きに日本を見ている人と考えてもいいだろう。このタイプの人は全体の62.7%を占めている。

2. 戦争や歴史問題だけ見るタイプで、まだ歴史に囚われている人や日本のマイ

ナスな面だけ見ている人と考えてもいいだろう。このタイプの人はきわめて少なく、全体のほんの2.1%にすぎない。

3. 複数選択問題だったため、中では文化的なものも、歴史のものや、日中問題のものも両方選んでいる人も出てくる。このタイプは客観的に日中関係を見てると分類してもいいのではないかと考えてもよいだろう。このタイプの人は全体の35.1%を占めている。

なお、「日本は好きか」「日本人は好きか」という二つの質問に関しては、「日本が好き」が85.1%で、「好きじゃない」が2.1%で、残りの13.8%は「はっきりわからない」と答えた。ただ、問題が「日本人が好きか」となると、「好き」が64.8%に下がり、「好きじゃない」が3.1%で、「はっきりわからない」が29.7%となった。

二つ目は「日中関係について」の質問だが、「現在の日中関係についてどう思うか」という質問に対して、「よくない」と「非常によくない」両方合わせたら53.1%で半分以上占めていて、「普通」が44.6%で、「良い」と答えた人は2.1%で100名に一人ぐらいしかいないようだ。更に「日中関係を悪くした原因は何か」と言う複数選択の質問に対して、「日本政府に責任がある」が57.4%で、「中国政府に責任がある」が25.5%で半分より少なくなったが、面白いことに「日本側の民間に責任がある」が7.4%で、逆の「中国側の民間に責任がある」は25.5%まで上がった。中国側の民間の反日デモや反日感情にいいイメージを持たないというように推測してもよいだろう。なお、71.2%の人が「歴史問題が原因」と答えた。将来の日中関係の展望については、「日中関係は近い将来よくなる」が60.6%で、「良くならない」の37.2%を大きく上回った。なお、「良くならない原因」のトップツリーが「問題が多くなおかげでお互い積極的じゃない」、「日本政府の歴史に対する認識」と「中国は歴史を忘れない」だった。

三つ目の「日本の改憲について」は、「そのことを知っている」が19.1%で案の定少なく、ただ、「日本は正式の軍隊を持つべきか」という質問に反対なのが76.5%と三分の二以上となった。反対の理由は順番に「侵略されたことがある国はいい気がしない」の42.5%で、32.9%の「日本の憲法に反する」と21.1%の「他の国に脅威」となっている。なお、23.4%の「正式の軍隊を持つべき」派の中で、理由として「国を守る役目だから」が81.8%で、自衛隊と混同している人たちなのかもしれない。

「国には軍隊が必要」が59%で、「中国が脅威になる」が「持つべき」派の4.5%を占めている。

このアンケートでちょっと考えさせられたことは、マカオの若い知日派の中でも「日本が好き」が85.1%と、案の定高い数字だったが、「日本人が好き」はそれに比べると64.8%とかなり下がっている。若い人には「日本人」よりも「日本」のほうが印象がいいことがわかる。普段から日本人と接している人がほとんどのアンケート相手だから、ちょっと残念な結果となった。

#### 4. 私の視点

##### 憲法改正の必然性について－軍事力によらない国際貢献

改憲には要件が二つあるが、そのうちの各議院の総議員の三分の二以上の賛成はもうすでにクリアしていて、残りは国民投票のみだ。世論調査の結果は、「憲法全体をみて、改正する必要がある」が53%で、前回調査の47%よりも上がっている。国の指導者も日本が経済大国になってから、どう保っていくか、次はどのような国にしていくか、といろいろ苦労するだろうが、そこで憲法を改正して、強い軍事力を持たせて、心理的に日本という国を敗戦国というイメージから脱出させようという考え方も出てきてもおかしくない。ただ、改憲だけで国のイメージが変えられるかというとそうでもない。むしろ改憲後の日本が歩む道には危険がいっぱい潜んでいると言っても過言ではない。改憲後日本が直面しないといけない問題を考えると、一、近隣諸国との関係がもっと悪くなっていく恐れ、二、軍事大国になり、国際貢献という名前を用いて、軍国主義やアメリカの専制予防攻撃戦略に利用され、再び戦争に巻き込まれる危険性、の二つだと思われる。実際、今の日本は軍事力以外、すばらしいパワーを持っている国だということを日本国内ではあまり認識されてないようだ。その気になれば、積極的に近隣諸国との関係改善に力を尽くすことによって、発展途上国の貧困・飢餓・教育・医療・厄病など、いま国際社会が直面している多くの課題に対して大きな役割を果たすことができるはずだ。それによって日本が目指している普通国家も実現できるはずだ。

# 新しい人権の発展の相違

-台日比較-

蕭

ショウ

淑 芬

シユク フン

(台湾東海大学社会科学院法律学科助理教授)

皆さん、こんにちは。はじめまして、台湾からまいりました蕭と申します。台湾の中部にある町、台中市に大きなキャンパスを持っている東海大学の教師です。よろしくお願いします。

きょうの講演は私にとって1998年以来、7年振りですね。日本語での講演ですので正直に言わせていただくと随分上がってしまっているところです。

さて、きょうのテーマのことですが私は最初にいただいたテーマはごらんのとおり、「近隣諸国から見た日本の憲法改正の動き」でした。しかし、近隣諸国のだれか、どの国から見た、日本のどの時期の憲法改正の動きなのか。そして一番重要なのは主観的にどういうような思いでお話をするのかと私も考えていました。まずこれらのことのことを確認してから検討することにしなければならないと思っております。そして、私のアシスタント、助手に近年の台湾の新聞を調べてもらい、日本の憲法改正のことは台湾でどう報道されていたのか、まず観察して検討してみようと思っていました。しかし、最初にはそう思っていたものの、台湾のマスコミの習性などを考えてみれば、その結果はさほど期待していないのが本当の気持ちでした。

台湾のマスコミは、近年、暴露文化、いわゆるパパラッチ文化に陥ってしまい、公衆人物から始め、犯罪の容疑者、芸能人まで、彼らのありとあらゆる私生活やスキャンダルを披露するのは日常茶飯事です。当たり前のように記事にどんどん出ています。そして外国で起きたできごとには全然関心がないというか、あまり関心を持たないです。国際的な事件にしてもその事件が占めているニュースの時間も少なくて、例えば先々月インドネシアで起きた大きな地震についてもNHKではトップニュースとして放送されましたが、多数の台湾の放送局は政治絡みのスキャンダルばかり放送して、地震のことは全然触れなかったところもありますし、放送された

といつてもニュースの最後のわずかな時間で触れただけでした。

そうとはいって、日本の憲法改正の動きについての新聞記事は、少ないとはいっても確かにありました。憲法改正の内容についてはさほど触れていないのですけれども、NHKの国民に対する世論調査の話、そして平和憲法と憲法9条などの現状を踏まえて、沖縄の話はちょっと話しただけで、改憲の主旨や内容については全然ないということになっていました。

台湾の人には憲法のことをどのように思い、そして憲法に何を期待しているかと聞かれたとしても、全然わからないというか、そういうような気持ちがあまりないということになるだろう、と思いますので、日本の憲法改正に対してもあまり関心がないのではないかと思っています。

今日の私のテーマは「新しい人権の発展の相違－日台比較－」です。キーワードは、二つあります。一つは「新しい人権」で、もう一つは「発展」ということです。そして、「新しい人権」をどのように発展してきたのか、というと、二つのルートがあります。一つは「新しい人権」を司法の解釈を通じて国民の中に定着させていこうというようなルート。そしてもう一つは憲法改正をして新しい人権を憲法の中に入れようというルートです。

日本の場合では日本国憲法は1946年にでき、現在まで50年間以上施行してきたので、学説や司法の実践ではかなりの量の業績を積み重ねてきました。具体的にいうと、新しい人権の内容、私のレジュメの中に例として挙げたプライバシーや環境権やそして知る権利や平和的生存権などは、皆様ご存知のように、司法裁判の場面においても主張されていました。平和的生存権も実際に最高裁判所の判例からも出てきた言葉で、ただ学説の段階の主張だけではありません。つまり、日本においては、憲法の実践のプロセスにおいて、新しい人権が認められつつあるのですが、台湾の場合では、新しい人権の保障というような話になると、やはりとっさに出てくるキーワードは、憲法改正のことです。つまり、憲法改正をして「新しい人権」の保障を取り入れようとする見方は、憲法学界の中でかなり広がっています。なぜかと言いますと、台湾の司法のシステムは日本とは違い、憲法訴訟或は、人権訴訟はないのです。つまり、台湾では人権の保障は、訴訟で勝負することではなく、ただ司法解釈を通して、確認することだけです。ここにいう司法解釈というのは、一般的に

は憲法解釈といいます。それは、日本の最高裁判所に相当する司法院の大法官の権限であり、憲法の解釈に疑問があるときに、大法官が、抽象的に憲法の条文を解釈することです。大法官は、憲法解釈をするだけで、判決は言い渡すことはできないので、国民の権利であるかどうかを確認することはできるのですが、救済をすることはできないのです。ということで、台湾では新しい人権は、司法過程においては確認できるのですが、救済はできないので、一般的には、やはり憲法改正を通して「新しい人権」を憲法に入れ、その権利の保障は、確実に公権力を拘束することできるようになると思われています。

また、レジュメにも出ているように、新しい人権とは、その根拠はどこに求めればいいのか。日本の場合は、皆さんも法学部の学生が多いのですけれども、皆さんも御存じのように「日本国憲法」13条から出てきます。13条から個人の尊重と幸福追及権という、二つの根拠規定があって、そして、通説によれば、新しい人権は幸福追及権から出てきた一群れの新しい権利です。学説の中にも幸福追及権から、新しい人権を広く認めていこうとする学説もありますし、狭く解釈すればいいのではないかとする学説もあります。前者は、一般的自由説であるというのに対して、後者は人格的利益説だといいます。これに対して、台湾の場合では中華民国憲法、という憲法は、実際に使われています。この憲法の22条は、前述した日本国憲法13条に相当する包括的基本権規定です。しかし、この22条は、日本国憲法の13条のように、個人の尊厳と幸福追求権とをはっきりと定めているわけではないのです。その条文を訳してみれば、わかるように、かなり簡略な条文であります。内容は、大概以下の通りです。「以上、各条項に列挙していない自由・権利は、社会秩序及び公共利益に反しない限り保障する」とのことです。個人の尊厳という言葉も考え方もなく、自由と権利との条件として、社会秩序及び公共利益に反しない限りとされています。この社会秩序と公共利益はとても曖昧な言葉です。中味は広く解釈することもできるし、狭く解釈することもできるし、台湾司法院の大法官によれば、この社会秩序と公共利益は新しい人権の構成条件と考えられていて、新しい人権は、この条文から生まれることは難しいことになってしまっている状況です。

憲法上の根拠の話でしたが、時間の都合で3のところを飛ばさせていただく、4のところにいきたいと思います。憲法改正草案における新しい人権の採り入れのこ

とについてです。日本における憲法改正の議論は結構盛んであります。新しい人権を憲法の中に入れるかどうか、賛否両論ですが、賛成する論はほとんど政党、政治家個人そして、マスコミ、読売新聞が2005年に発表された草案においても、新しい人権を取り入れてあります。

こうした情況に対して、学界は、どう見ているだろうというと、私が調べた資料によれば、反対する学者が多いようです。なぜかと言いますと、先ほど言ったように、日本国憲法は1946年にできたもので、この50年の間にかなり学説が積み上げられ、そして司法解釈を通して、新しい人権として認められた人権も多いです。別に憲法改正しなくてもいいのです。また、環境権を始め、さまざまな新しい人権を憲法に採り入れること、つまり、憲法改正して、新しい人権を憲法に採り入れることは、ただの飾りというか、実は憲法9条、平和憲法を改正しようというような本音があるのじゃないでしょうかというような話も結構あります。

台湾における憲法改正の議論は日本とは全く正反対です。先ほど言ったように、台湾の学者は憲法改正を通して新しい人権を入れようと考えている人が多いように思われます。そして、憲法草案までつくったのです。具体的な例として、草案に入れているのはプライバシー権、いわゆる古典的なプライバシー権、そして情報プライバシー権（情報コントロール権）。特に情報コントロール権は、大変重要視されています。なぜかというと、台湾の憲法学説は、随分ドイツの学説や判例に影響されているからです。実際に学説だけではなく司法判例など司法の動きも、ほとんどドイツに影響されているのです。情報コントロール権を憲法の中に入れようと考えているのも、その影響だと思います。また、日本国憲法13条の個人の尊厳のような規定をも、憲法草案に入れた先生がいます。しかし、個人の尊厳ということばを使わずに、尊厳権と言います。憲法改正という枠組みにおいて、新しい人権を憲法に入れるかどうかという議題については、台湾の公法学界では、ほとんど異論なし、賛成する人が多いのです。憲法改正に関するシンポジウムも何回か行われ、発表した論文か草案は、ドイツ連邦憲法、日本国憲法、そしてアメリカ合衆国憲法の得典をとり合わせて、例えば、日本国憲法の場合は、個人の尊厳、そして平和主義です。台湾はやはり地理的にも、政治的にも結構中国に影響されやすいので、平和主義を憲法に入れ、そういう影響をよい方向に導こうと考えているようです。ということ

で、平和主義は入れようという話も結構あるのです。特に日本に留学した経験のある先生、そして、副總統までも台湾の憲法を改正するならば、一番重要なのは平和主義を入れるべきだと考えているようです。

最後ですけれども、私のレジュメにおいては、結びのところに基本権保護義務と国家目標規定についてのお話の設定でしたが、この国家目標規定のお話より、私は沖縄には初めてきましたけど、台湾の台北以外のところの立場に似ているような気がします。気持ちはうまくまとめられないのですけれども、どこか似ているような気がします。というのは、台湾では先々週、台南に大きな地震があったそうです。大きな地震でしたのですけれども、テレビの報道には私の知っている限り流れていなかったのです。私が知ったのは昨日でした。日本にいる友人から知らせていただきました。とってもショックでした。なぜかと言いますと、台南に大きな地震があったのに、台湾のほかのところの人たちは全然知らなかったのです。そして沖縄の場合では、軍事基地があることは日本全国、日本の国民の皆様は知っていても、やはり実際にこちらに来ないと、いろんなことが実感できないと私は思います。ニュースの中で、放送されていても、憲法の話、9条を改正するかどうか、そして平和憲法を守るかどうかという話は、とても客観視されていて、あまり地元の人たちの声が取り上げられていないような気がします。そういう点マスコミの中のすがた、と実際のすがたは、ずれているところは、随分似っていると思うのは私だけでしょうか。

本日、この場をかりて、私なりの感想を簡単に言わせてもらい、ありがとうございました。

## 『近隣諸国から見た日本国憲法改正への動き』

### 第二部 パネル・ディスカッション

#### ○パネリスト

閔 炳老 (韓国・全南大学校法科大学助教授)

張 集歡 (中国・マカオ大学日本研究センター専任講師)

蕭 淑芬 (台湾東海大学社会科学院法律学科助理教授)

井端正幸 (沖縄法政研究所所員・沖縄国際大学教授)

屋良栄作 (那覇市議会議員)

#### ○コーディネーター

伊志嶺惠徹 (沖縄法政研究所所員・沖縄国際大学教授)

### はじめに

#### ○伊志嶺惠徹 (コーディネーター)

皆さん、こんにちは。「おはようございます」が正しいかな。10時35分、微妙な時間ですね。コーディネーターというのは、要するに交通整理係だと理解しております。初めての経験で不安がありますし、不手際がないかとちょっと気になっておりますが、皆さんの御協力を得て、どうにか務めを果たしていきたいと思いますので、よろしく御協力のほどをお願いいたします。

#### I 憲法改正について

パネリストの先生方がこちらに5名いらっしゃいます。大体お一人10分を目処に憲法改正についてどのようにお考えか、そういうふうなことを乗りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

まず、私の一番近くにいらっしゃる井端先生からお願ひいたしたいと思います。井端先生よろしくお願ひします。

#### ○井端正幸 (沖国大)

皆さん、おはようございます。先ほどの3人の先生方のお話を、僕自身、非常に興味深く伺いました。そして、いろいろな意味で襟を正さなければいけないなということを考えさせられました。

まず韓国の<sup>ジョン</sup>閔先生のお話にかかわって、今まで日本で改憲論はたくさんあります  
が、その中であまり取り上げられてこなかったようなこと、要するに周りの国々が  
どう見ているのかという点について、恐らくわれわれが考えている以上に非常に高  
い関心を持っておられるということがよくわかりました。特に、韓国、あるいは中國など  
が改憲に反対である、日本の憲法を変えることには反対だということに対して、それは内政干渉だ  
という言い方があるけれども、それはそうじゃないと言われたことが印象的でした。これは非常に象徴的のことだと思います。簡単に言います  
と、憲法9条と平和主義、これは日本という国家がこれからの中の国際社会においてどう  
生きていくかということの宣言でもあったのですが、実は歴史的な経過を踏まえ  
ると、特にアジアの国々に対して、過去を反省して同じことは繰り返しませんとい  
う公約でもあったということはまさにおっしゃるとおりだと思います。この点につ  
いての議論が意外に少ないのではないかと思います。だからこれは日本の国、一国  
だけの問題ではなくて、周りの国々との関係がどうなのか、どうあるべきなのかと  
いうことをしっかりと考えた上で議論しなければいけない点だということを改めて感  
じさせられました。最近の改憲論では、実はこうした議論がすっぽり抜け落ちてい  
るというのでしょうか、あるいはわかってはいるけれども避けて通っている、と言  
った方がいいのかもしれません、いずれにしても議論の中で見落とされていること  
、あるいは避けられていること、マスコミで取り上げられていないということなどを、改めて踏まえた上で議論すべきではないかということを感じさせられました。

それから台湾の<sup>ショウ</sup>蕭先生のお話では、台湾では日本の改憲問題について無関心では  
ないのかということをおっしゃったのですが、私は実は別の受けとめ方をしました。  
これは中国、大陸との関係もあって、何か問題が起きた場合にアメリカ、あるいは、  
場合によっては日本も一緒になってかかわるという場面が生じる可能性があります。  
そういうこともあって、ストレートに申し上げますと、台湾としては日本、あるいは  
アメリカを刺激したくないという意味合いから、表面的には日本の改憲問題につ  
いては無関心であるかのような風潮があるのではないかと思いました。いいかえれ

ば、あまり取り上げられないということに実は政治的意味があるのかなということを逆に感じました。しかし、表向き関心がないように見えても実は中身を見ていくところがうのではないか、たとえば特に政治家などに聞いてみると、実は関心があるという人が多いのではないかと思います。つまり、日本が過去に犯した過ちを反省しないで、改憲によって同じようなことを繰り返してもらっては困る、というのが実は本音としてあるのではないかということです。そういう意味では今の憲法を守ってほしいし、それでアジアの国々、世界に対して公約したことはやはり守るべきだという考え方方が底流にはあるのではないかという気がいたしました。そういうことをやはりわれわれ自身も踏まえていくべきだろうと思いました。

そういうことなどをざっと見てみると、今までの日本での改憲論は一国主義的とでも言うのでしょうか、要するに日本の国の中だけで、何をやろうがどうしようが勝手じゃないかという姿勢が目立ち過ぎたのではないかという気がします。そういう意味で、もう少しつき離して、周りの国々との関係も考えた場合、議論はどうあるべきかという点もふまえて、本当に変えていいのかどうかということもしっかり議論をし直すべきではないかということを感じさせられました。とりあえずは簡単ですが、後でまた何かありましたらつけ加えさせてもらいますので、三人のお話についての感想にとどめておきたいと思います。

#### ○伊志嶺恵徹（コーディネーター）

引き続きまして、韓国からお見えの閔先生、第一部の講演では時間の制約がありましたので、足りないところの補足などお願ひいたします。

#### ○閔 炳老（韓国・全南大）

先ほどいろいろ日本の憲法改正について、韓国との間にどのような関連性があるのかについて申し上げました。今、韓国ないし朝鮮半島は非常に重要な時期を迎えていると私は思っております。なぜかと申し上げますと、韓国は、民主化運動によって1987年にやっと軍事政権が終わりまして、憲法改正によって大統領を直接選挙で選ぶことになりました。その直後は大統領選挙で軍人出身の人が選ばれましたが、その後は、軍事政権とかかわりのない金泳三氏、金大中氏、そして現在は盧武鉉大統領になってきました。

韓国では、歴史的評価としては1987年を起点として民主化されたと評価されてい

ます。しかし、その期間が短くてあまり民主主義が成熟していないと言われております。それを示しているのが、今年の5月の地方選挙で、現在の与党側が大負けをしていることだと思います。すなわち、野党のハンナラ党というのは昔の軍事政権を継承している野党なんですが、そういう野党側が多く議席を取っています。北朝鮮との緊張関係が高まっている時期に、北朝鮮に対し強硬政策を訴える野党側が國民に支持されているということは、政府の対話と協力に基づく対北朝鮮政策が揺るがされることになります。

北朝鮮との緊張が高まった時期である2000年に、金大中大統領と金正日国防委員長との直接会談によって宣言された「6・15南北共同宣言」を出発点として、ある学者は既に朝鮮半島の統一は進行しているのだと言っております。そういう表現には様々な意味合いが含まれていると思われますが、北朝鮮について、1994年及び1995年度にアメリカが先制攻撃を考慮したというアメリカのその当時の報告書によると、北朝鮮はそんなに簡単に崩壊しないのだということを報告しております。それ以後、韓国では、吸收統一、すなわち韓国が北朝鮮を吸収して統一させるべきだという北朝鮮早期崩壊論は、今の韓国側の統一論としては非常に少ない説になっております。

北朝鮮との統一の方法としては、やはり北朝鮮が核問題やミサイル問題を放棄して、国際社会に出て市場を開放し、徐々に経済発展を成し遂げながら、韓国との、一気に統一されるのではなくて、徐々に交流を深めながら統一していく方法をとっています。従いまして、昨日の拉致された韓国の金永南さんの家族も北朝鮮に行っていますが、こういう民間レベルの交流は経済レベルの交流より非常に深まっているのです。それと金剛（ケンガム）山という山に観光に行っている韓国の人も既に何百万人も超えていますし、我々韓国人は北朝鮮のその山には一生に一度ぐらいは行かないといけないような気分をみんな持っているのです。だからこういう軍事的な緊張関係がなければ、恐らく交流も深まっていくでしょう。そういう意味でも、北朝鮮との対決の局面から対話・協力の局面へと変えていくことが非常に重要な課題です。

そして、冷戦終焉後の東アジアにおける朝鮮半島をめぐる周辺の国々の利害関係について、どのように調整を図りながら南北統一の道を開いていくかということが重要です。中国、そして最近では旧ソ連の崩壊後に政治的に安定してきたロシア、

その他にもアメリカ、あるいは日本、イギリスなども様々に関わっています。その中で冷戦が終焉後の新しい国際秩序の中で、どうやって韓国が周辺の国々から理解を得ながら、朝鮮半島の課題である民族を統一していくかということが非常に重要な課題です。こういう時期に日本が憲法改正をして、アメリカとの同盟関係を通じて軍事大国化していくのは、私は火が燃えているところに油を注ぐことだと思うのです。

日本が自衛隊を軍隊に変えると中国や北朝鮮との緊張関係は高まる他なく、ロシアも軍備を拡大していくことになると言えます。それとともに、日本が軍隊をもつことになるとアメリカの2000年のアーミテージ・レポートにも出てくるのですけれども、アメリカの考え方としては、日本との同盟関係をイギリスとの同盟関係ぐらいに強化し、日本の自衛隊の作戦権とか、統制権をアメリカのもとに置こうとしています。そういう背景の下で日本が憲法改正をして自衛隊を軍隊にしていくというのは、日本がアメリカによって統制されることにつながるし、日本国民の意思とは関係なくアメリカの意向に従ってどこかの戦争に行かないといけなくなります。そうなれば、危機的な状況に置かれたきた朝鮮半島において高まってきた平和を保つていこうという雰囲気の中は、周辺の勢力によって崩れていくのではないかということを非常に心配しております。

私が日本に留学した時に、皆さんをうらやましく思ったのは、皆さんは軍隊にいく必要がないということでした。韓国では男性は軍隊に行かないといけないので、だいたい軍隊に行って2、3年間は費やされるんです。この若い時代の2、3年間というのは、非常に大事な時期なんですね。自分の能力を啓発して、社会に出ていろんな自分の能力を発揮するための準備する時期だと思います。こういう重要な時期に軍隊に行かないといけません。軍隊というのは階級社会ですので、様々な虐待や人権侵害が行われております。韓国でも若い学生たちが軍隊に行って死亡する事件が結構出ています。訓練中に死亡することもあるけれども、その中では、男同士で生活しているから性格が合わない人もいて、そういう人が爆弾を投げて多くの人々が一気に犠牲になるという事件も起きています。日本は、このような軍隊をせっかくなくすことができたのに、なぜまた持とうとしているのか、皆さんは、しっかりと考えないといけないと思います。憲法第9条の改正は、結局には軍隊の問題にまでつ

ながっていきますので、未来を担っていく若い世代は、関心を持たなければならぬと思います。

○伊志嶺惠徹（コーディネーター）

中国、<sup>マカオ</sup>澳門大学からお見えの<sup>チャン</sup>張先生お願いします。

○<sup>チョウ</sup>張 集歡（中国・マカオ大学）

先ほどの日中関係の間の問題として、もう一つの異文化摩擦問題について継ぎ足しとして、ちょっと話させていただきたいと思います。異文化摩擦というのは、相互の理解の不足ですね。先に申し上げたように、日中関係で一番最初の異文化摩擦となったのは1972年の日中共同声明のときの、当時、田中角栄元首相の「多大な迷惑をかけた事件」です。皆さんも御存じの方が多いと思いますけれども、その「多大な迷惑をかけた」という言葉を、そのとき日本側の通訳が「添了麻煩（ティエンロラロマーファン）」という中国語に訳したんですね。その言葉は中国語ではとっても軽い言葉です、「添了麻煩」というのは。そのとき会場では中国側からものすごい反発が起きたというエピソードがありました。その後、当時中国側の首席、毛沢東が間にあって何とかその問題は解決できたようでした。しかし私は次のように考えています。つまり、そのとき問題が解決できたもっともっと大切なカギ、そのカギは毛沢東ではなくて、当時中国、日本、お互い共同声明をとにかくまとめようという、相互理解という目標、共同の目標があったからじゃないかと理解しています。

70年代から80年代にかけて相互理解という点に関しては、日本も中国も首脳レベルではどちらも積極的でした。それと比べると、国力も強くなった中国と日本はお互い張り合って自国の主張ばかり相手に迫ろうとしているように見えます。その一つは、もちろん靖国神社問題があります。その靖国神社参拝について、小泉首相が話しているのは、それは自分の政治信条だから断固として変えないという言い方ということを話しました。ただ、それで中國からまず反発が出てきて、反日デモが行われて、多分サッカーのアジアカップでの中国側のサポーターの暴走事件がありましたよね。それも多分その影響を受けたからじゃないかと思いますけれども、そういう反日感情が中国でヒートアップして、今度、日本側もまたその反発が起り、日本と中国間の感情的な悪循環みたいなものにどんどん入ってしまいます。それは民間的な反日感情とはいえ、こうした事件が起きると、まずマスコミで取り上

げられ、日本のことあまり理解していない若い人々は当然影響され、お互いの国に対してのイメージが低下するのもおかしくないことでしょう。

この憲法改正の問題も私は全部とは言えませんけれども、その関係はあると思います。中国とか、マカオとか、香港では普通、憲法改正といったら多分みんな頭の中でただ最初出てくるのは「日本は憲法を完全に変えてしまうんですね」という考え方なんです。「もう日本は平和憲法を捨てて平和じゃない憲法にするんですね」という考え方が多いと思うんですよ。それは実際には今日日本の憲法改正というのは、もちろん第9条が中心となります。その第9条を残しながら改善しようという考え方が多いと思います。もちろん憲法改正もいろいろ考えられていると思いますけれども、その点に関しては多分中国とか、違う国にはまだ伝わっていないと思います。ですからそこでは異文化摩擦問題も政府レベルでもうちょっと考えてもらった方がいいのではないかと思いますね。

○伊志嶺惠徹（コーディネーター）

台湾の東海大学からお見えの蕭先生お願いします。<sup>ショウ</sup>

○蕭 淑芬（台湾東海大学）<sup>ショウ シュクフン</sup>

私は手短に話します。先ほど井端先生がおっしゃったとおり、日本の憲法改正のお話は台湾では取り上げられていないですけれども、一般市民たちは関心があると私も思っています。関心を持ってはいても、しかしマスコミには出ないです。

憲法改正の問題は確かに中国との関係でタブーになっていると思います。一般市民は、私の観察でいうと、憲法改正には興味か、関心を持たないといつても、有事立法には関心を持っていると思います。なぜかというと、日本本島に事態が発生すれば、周辺事態法の関係で台湾海峡も、国際領域ですので介入することはできるようになっているんでしょうね。そういう面から見れば、台湾は影響されるのではないかとみんな思っているのではないでしょうか。

台湾の人に、日本の憲法改正の話については、せいぜい自衛隊問題、平和主義の話しかわからないんですが、日本の国民のほうはどういうように理解されているのでしょうか。自民党の提案等、読売新聞の提案では、現行日本国憲法は全体としてはかなり大幅で変えられるようになります。論者は、平和主義だけではなくて、違憲審査権まで変えようと考えています。そして新しい人権も入れようと考えているよう

です。このような憲法改正はほんとにできるかどうか、やはり十分な議論をしないと私は思っていますけれども。そして先ほども話したように、日本の国民は憲法をどのように思って、憲法に何を期待しているかということはとても重要だと思います。台湾では、与党も野党もみんな、憲法を変えようという考え方是一致しています。どの部分を変えようかという論議までは、詳しく議論されていないものの、少なくとも憲法改正には、賛成する立場で一致します。しかし、日本では憲法改正をするかどうか、まだ定かではないですね。

○伊志嶺惠徹（コーディネーター）

壇上には5名のパネリストがいらっしゃいます。4名の方々のコメントが終わりましたが、この4名の方々は研究者であります。唯一、政治家がお一人、那覇市会議員の屋良さんがお見えですので、しんがりになりましたが、屋良さんよろしくコメントください。

○屋良栄作（那覇市議）

はい、ありがとうございます。

憲法の問題を論じる前に、私は那覇の議員でございまして、那覇空港に自衛隊がいるわけですね、航空自衛隊。たまにですね、たまにといつてもあれですが、F4ファントムという戦闘機が2機連ねて発進、まあ離陸していくときうるさいわけです。しかし、現場の自衛官から話を聞くと、国籍不明機が領空侵犯をしてくるんだと。その多くは、これは防衛庁の資料からも出ておりますけれども、冷戦後はソ連の戦闘機ではなくて、中国の戦闘機が領空を侵犯してくると。命がけで飛び立っていくことがあります。この自衛隊のF4ファントムが今度、生産中止になつたので、F15イーグルというのに変わるということになります。これは抽象的な議論ではなくて、現実で沖縄に起こっていることがあります。また最近の事件では、中国の潜水艦が座礁したというのもありました。沖縄の海を守るという観点でいえば、あの潜水艦がもし不良艦であり、あるいは操縦するパイロットが未熟で致命的なミスを犯せば、あの海域自体が原子力汚染になっていたかもしれないという可能性はあるわけです。その場合、比較するのは適当ではないんですが、北部の一部を埋め立てをして米軍基地の移設で起こる環境破壊との比較の中では、比べものにならないぐらいの沖縄の環境、あるいは観光、観光立県ですから観光ダメージがあつ

たのかなと思っております。ただ、その扱いとか、県内のニュース、あるいは県内の市町村議会を初め、抗議決議をしたところはどこもなかったということを考えれば、我々はまだそのことに危機感をあまり持っていないかったのかなと。ただ数字的なもので見れば、中国の海軍の軍拡はすごいスピードだし、西沙諸島、南沙諸島というところでのアジアの緊張、領有権問題なども私たちが知らないところでは実は国際政治の中で、軍事の中で行われているということをまず知らないといけないと私は思います。

そして今、日本がF4、あるいはF15を領有しているわけです。これを法解釈上は軍隊ではないという位置づけになっているんですね。これは国際社会にとっても理解できないんじゃないかなと思うぐらいなんですね。F15を持っている国があって、それは軍隊ではないと。憲法でそう書いているからというのは、そろそろもう改めなければいけない時期に来ているのではないかと考えております。憲法改正の議論の中で、私は賛成派なんですけれども、やはり第9条というのが一番重たいテーマじゃないかなと。意見が異なる対立点ではないかなと考えております。実はこの憲法の第9条について、昭和20年代、徳田球一さんという共産党の日本の書記長までやった方がいらっしゃって、吉田総理に囁みついているんですよ。「下は下等動物から上は人間までみずからの身はみずからで守るのは当然の権利である。交戦権の否定は独立を否定することになる」ということで囁みついていて、要は保守系、今の自民党のドンみたいな存在の吉田総理を逆に論破する勢いでやっているわけです。時代と党派は違うわけですが、沖縄出身の徳田さんが言っていたことは、この考え方がある意味で世界の常識なのではないかなと考えています。ただ憲法を改正することによって、日本が平和国家じゃなくなるという考え方は逆に飛躍しているのではないかと思っております。憲法を改正して、解釈だけで物事を変えてきたやり方から、例えば自衛隊というものの位置づけを仮に自衛軍とするなら明確にした上で侵略戦争を否定する、あるいはシビリアンコントロールの中で、法律を厳しくしていくなどなど、国民が議論する中でつくり上げていけばいいのではないかと考えております。

それからせっかくですから、集団的自衛権についても見解が分かれるところだと思うんですけども、そもそも自分の国、一国で守りきれない世界なんですね。で

すから友だちと手をつないで、弱いところを補強していこうということだと思っています。日本がもし個別の自衛権しか認めないとという道を選択するのであれば、ある程度の軍拡費用とか、負担が大きくなるのかなという気がしています。この集団的自衛権も含めて考える時期に来ているのかなと。ただそれをするからといって、アメリカの戦争に巻き込まれるかどうかというのは、そのときの政権の判断になるかと思いますが、それを選ぶのは国民自身でありますので、最終的には国民の主体的な判断で決めていくことかなと考えております。

また近隣諸国の人々が心配されております、日本が過去の軍国主義に戻るのではないかなどということは、日本の努力が足りないからそういう誤解を与えているんじゃないかなと私は思います。例えば日本が60年前のように、中国大陸に戦争を仕掛けるとか、朝鮮半島に軍事的プレゼンスをもって支配するとか、ちょっと考えられないですね。韓国のように徴兵制にすることも私としては反対ですし、考えられない。地方自治の現場にいる者として、少子化が進んでいて、外国人労働者を入れないといけなくなっている世の中で、高齢化も進んでいる中で、大切な子どもを徴兵制でということは非常に考えにくいと思います。そういう意味ですから、日本が昔のイメージで軍国化していくという流れはあり得ないと思っております。逆に言えば、軍国主義という意味では、北朝鮮の方が先軍政治を標榜しておりますので、昔の日本のマイナスのイメージを継承しているのかなという気もしますし、中国の軍拡がもうちょっとやわらかいものであればなと思ったりもするわけなんです。それと例えばサッカーのワールドカップが今開催しておりますけれども、サッカーのワールドカップで国歌斉唱のときに歌う若者たちが、じゃあ戦争に行くかというとそうではないと思うんですね。逆にナショナリズムという意味では、韓国の方がすごいですよね。逆に言うと、日本の若者はスポーツとしてサッカーという競技を楽しんでいるという次元なのかなと思っております。ですから国旗掲揚、国歌斉唱で歌うサッカーのときの若者たちのあれがナショナリズム、あるいは戦争国家、過去の道というふうにはちょっと論理が飛躍しているのかなと思います。

それと、私、憲法改正論者ですけれども、例えば手続きがてきて、憲法改正のプロセスに乗って改正の投票が行われる中で、非武装中立、自衛隊破棄の考え方の案が仮に通ったとすれば、これは日本国に生きる人間として、そのシステムの中で從

っていかざるを得ないわけなんです。ただ腹をくくらないといけませんよね。尖閣諸島も取られるかもしれない。そういう意味では腹をくくらなければいけない。ただし、憲法改正の意味というのは、現状維持になるかもしれないけれども、明治憲法でも日本国憲法でも、主体的に国民が制定の過程に参画して憲法をつくったという経験が我が国にはないんです。明治維新も一部の階級の人たちで推し進められた革命だと思います。明治憲法も国民が投票してつくったわけではない。戦後憲法の草案はG H Qがつくり、それを政治家が調整して今の形につくり上げ、64年機能しているわけです。21世紀に入って私たちの世代になって、自分たちの手で憲法はどうあるべきか考えていくときに来ているのかなと考えております。ですから仮に憲法を改正して、国民投票をして、現行の憲法のままでいいという判断が出ることも、私は国民にとって大切なものを得るチャンスではないかなと考えております。

## II 憲法「改正」という用語について

### ○伊志嶺恵徹（コーディネーター）

お聞きのように屋良さんの見解はほかのパネリストの方々とは違った立場から述べられたと思いますが、違った意見を認め合うというのが民主主義のいい点ですから、今後またパネリストを含めて、フロアの方々とも一緒になってディスカッションを続けていきたいと思いますので、よろしく御協力ください。

ここに質問用紙が来ておりますので、これらを読み上げながらパネリストの先生方の御意見なども伺っていきたいと思いますので、よろしく御静聴いただきたいと思います。

最初に元小学校教員の方から質問です。「改正」という用語に大きな疑問を持っている。改正の意味、ニュアンスの点で表現上、不適切だと思う。現憲法は太平洋戦争の反省の上に立って世界に誇る平和憲法である。悪いところはないのに、なぜ改正なのか疑問がある。むしろ憲法改悪の動きに反対し、現憲法を守るべきだ。改正、改正の乱発は自民党の憲法改定の動きの思う壺にはまり、（小泉総理の政治手法＝シンプル化）国民の憲法改定（見直し）論の判断に戸惑いを与えるだけである。用語使用の意味を問う」ということですが、いかがでしょうか。

○井端正幸（沖国大）

先ほどは3人の先生方のお話を伺っての感想を中心に述べましたので、先程の改憲の問題で少し話をしてもよろしいでしょうか。

この間の日本の改憲論は、主に2つの圧力のもとで進められてきたと思います。先ほど屋良さんがおっしゃったような国民の側から自主的に起きてきた憲法改正の動きなら、それはそれでいいかもしれません、実はそうではないということです。一つは、アメリカからの圧力です。これは簡単に申し上げると、アメリカの、米軍の戦略の変化に合わせて、これに日本を組み込んでいくことがねらいです。いくつかの文書の中で、そのためには集団的自衛権も行使できるようにしなさいということをはっきり言っているわけです。そのためには「憲法改正」が必要になってきます。だからアメリカからの圧力によって、この間の「憲法改正」の動きが推し進められてきたという側面がある。これが一つです。もう一つは、国内からの圧力です。これは国民ではなく、いわゆる財界からの圧力です。たとえば、去年の1月に日本経団連が「我が国の基本問題を考える」という文書を発表しています。そこで初めて憲法を改正すべきであると述べています。ここでの焦点は2つです。憲法第9条を変えるべきであること、それから憲法第96条が定めている憲法改正の手続をもっと簡単にすべきだということを言っているわけです。財界からこういう圧力が出てきた理由は簡単です。実は日本の企業は80年代の後半からアジア諸国に結構進出しています。つまり括弧つきの日本の「国益」がアジア諸国にかなり広がっているということです。そこで、万が一のことがあったら日本の自衛隊に救出してもられないと困る、だから自衛隊が海外に派兵できるように憲法を改正してほしいというのが本音です。だから、アメリカからの圧力及び日本国内、特に財界からの圧力によって最近の改憲論が急速に盛り上がってきたというのがこの間の経緯だろうと思います。

次に、改憲論の中身ですが、これまでかなり総花的な議論が続いていましたが、次第に焦点は絞られてきています。これは先ほどの日本経団連の文書も象徴的ですが、第9条と改正手続を変えろという点に絞られつつあります。改正手続は要するに簡単にしなさいということです。今でしたら国会議員の3分の2が賛成して改憲案が提案され、これが国民投票にかけられる。非常に厳しいです。これを、たとえ

ば国会議員の過半数の賛成で提案できるように「改正」しなさいと要求しているわけです。仮にこれが通るとすれば、他の条項について、ここも変えたい、ここも変えたいというのがあるとして、すぐにそうしなくとも、改正手続を簡単にすれば次々に「憲法改正」ができるようになるわけです。だから、今後好きなように憲法を変えられるようにしてほしいというのが本音だろうと思います。第9条については、先ほど言ったとおりです。

しかし、この2つに焦点が絞られてきていますが、そこから目をそらす意味で、新しい人権を書き込もうとか、あるいは憲法裁判所を設置しようということなどを言っています。しかし、これは授業ではこんなことは言えませんが、こういう場ですから率直に言わせてもらうとすれば、非常に不真面目な議論だと思います。といいますのは、プライバシーの権利、あるいは知る権利、あるいは環境権にしてもそうですが、これは環境権を除いては既に裁判所が判決で認めていますし、かなり定着しています。そういう意味では憲法を改正しなくてもかなり保障されてきているということです。それをさらに進めるには、わざわざ憲法に書き込まなくてもそれを具体化した法律などをもっとつくっていけばいいだけの話です。

では、それに対して今改憲を唱えている人たちがどんな対応をしてきたのかということが問題です。たとえば、1999年に情報公開法が制定されています。この法案が国会で審議されているとき、ここに知る権利を入れるべきだという議論がありました。しかし、それに反対した人たちが、いま憲法を変えて憲法に知る権利を入れましょうということを言っているわけです。だから知る権利を具体化する話のときに、それは入れなくていい、入れるのに反対だと言っておきながら、新しい権利を保障するために憲法を変えましょう、という話をしているわけです。これは明らかに矛盾していると思います。ですからこの新しい権利も書き込みます、だからいい「憲法改正」ですという議論自体が、実は本当の目的がどこにあるかということから国民の目をそらすための議論であって、かなり不真面目な議論だと私は思います。

次に、先ほど中国の軍拡が進んでいる云々という話がありましたが、それに関連したことでも少しお話ししておきますと、2005年版の防衛年鑑によると日本の軍事費は約450億ドルです。これは世界の第4位です。ただし、NATO方式で計算すると、つまり退職した人の年金分なども計算に組み込むと世界第2位、あるいは第3位に

はなるだろうという評価がおよそ10年以前からあるわけです。それに比べると、軍拡を進めているという中国の軍事費は約250億ドルです。つまり日本の半分ぐらいです。このほか韓国が164億ドル、台湾が75億ドルです。また、北朝鮮が18億ドルですから、4カ国合わせても約507億ドルです。先ほども申し上げましたように、日本一国で450億ドルですが、NATO方式で計算すればたぶん500億ドル前後にはなると思われます。ですから日本一国で周辺諸国の軍事費を合わせたくらい、あるいは場合によってはそれ以上のお金をつぎ込んでいるという現実をどう見るかが問題です。これに加えて、アメリカと日本が一体になるということになれば、これは早い話が世界最強の連合軍ができることになると私は思います。これは、周辺諸国にとっては脅威以外の何ものでもないと思います。そういうことも正当化するための改憲であるとするなら、それはおかしいと私は思います。

○伊志嶺惠徹（コーディネーター）

続きまして、閔先生、憲法「改正」という言葉に非常に抵抗を感じるという指摘についてはいかがですか。

○閔 炳老（韓国・全南大）

学問的には改正、政治的な意味では改悪ということになります。もっと悪く言えば、これを日本の有名な政治学者である五百旗頭眞（いおきべまこと）氏の図式でよれば、これは日本が滅亡の道を選ぶことだと言えるかもしれません。日本は、明治維新のときに西洋のものを早目に受け入れて、そして発展して海外へこれを諸外国の侵略の道を選んだ。日本は、戦後、約60年、70年というタームでまたそれを繰り返して、戦後、経済発展をして、これから日本がどういう道を選ぶかという岐路に立っていると思います。日本国憲法を、つまり平和憲法を廃棄というか、放棄するというのは、厳しく言えば、先の日本の政治学者の言葉をかりて言えば、日本が滅亡の道を選ぶことだと思います。

先ほど屋良議員のお話しがありましたが、私はその考え方は非常に甘いと思います。なぜかと申し上げますと、徴兵制は多分ないだろうと。もちろん国連の考え方、集団的安全保障の考え方をとっていますよね。しかし、集団的自衛権というのは、日本がそれなりの軍事力を持って、利害関係を持つ国が他の国から侵略されたときに、それを日本が攻撃されなくてもそれに関わっていく道だと思うのです。従いま

して、国連の集団的安全保障の考え方によると、日本が軍隊を持たなくとも日本の憲法前文にも書かれておりますが、やはり他の国々が日本の安全を保障していくという道を選ぶべきであると思います。吉田首相のときに警察予備隊ができたときも、これは軍事力ではなく、あくまでも治安の維持のための補助的なものであるという解釈がありました。日本は、世界第2の勢力を持つ自衛隊を解体していかないといけないと私は思うのです。

北朝鮮のミサイルの問題とか、核の問題とかがありますが、1994年の核拡散防止条約(NPT)を脱退したときに、アメリカは先制攻撃の計画を持っていました。実際それをやめたのは、攻撃をして、それが部分的な戦争にとどまったとしても約10万人以上の被害者が出てくると考えたからです。この沖縄には米軍基地の75%がありますが、私は日本に来て、こういう市内にアメリカの基地があることにびっくりしました。

韓国でもソウルの市内の真ん中に米軍基地があるのですが、アメリカ人の犠牲者が多く発生するという、アメリカの報告書が後に公開されました。そこで、最近アメリカは、ソウル市内の米軍基地の漢江（ハンガン）の以南への移転計画を発表しました。それで様々な市民団体がアメリカの撤退を主張して毎日のようにデモを行っています。ハンガンという南の方、韓国の中では、ちょうど真ん中ぐらいに米軍基地を移転しようとするのは、アメリカが、北朝鮮の攻撃の射程から離れるところに基地を持っていこうとしているのであり、いつでも北朝鮮に対して先制攻撃をしようとする計画を持っているのであり、もっとアメリカによって戦争しやすい環境をつくろうとしているのだと、韓国人は思うのです。北朝鮮との問題について、私たちは非常に現実的に考えており、戦争には絶対ならないというふうには思っていないんです。いつなってもおかしくない、そういう状況だと思っております。

もし朝鮮半島で戦争が起これば、日本も新ガイドラインで明らかになっているように、日米安保条約によって、日本はそれに関わってしまうということ、巻き込まれてしまうということは明らかだと思います。そうなると、戦争になって徴兵をしないと思いますか。現在日本では、憲法改正に関連して、教育基本法の改正とか、共謀罪を刑法の中に入れようとしているとか、様々な動きが出てきています。憲法改正がなされなくても、その準備段階で日本国民の人権を侵害し得るものが用意さ

れています。憲法が改正されたら、自衛隊が軍隊になったら、すぐにでも徴兵制を布くための法律もできるだろうと思っております。だからこれは日本固有の問題としても大きな影響を及ぼすわけです。そしてまた、これは朝鮮半島及び東アジアの安全と平和に対しても非常に大きな影響を与えるものであると思います。だからこそ、我々は非常に懸念を持って、日本国憲法の改正について反対の声を上げております。

○チョウ シュウカン 張 集歡 (中国・マカオ大)

私もほぼ井端先生と閻先生と同じ意見ですね。改憲の後ろには、私の考えでは、もちろん国の憲法というのは時代に合わせて変えていかないといけないと思います。特に日本国憲法はかなり歴史もあって、いろいろ人権とか変えないとこころもあると思いますけれども、かなりアメリカが便乗して、その後ろで働いているんじゃないかと思うんです。その改憲については、どちらが危険かといいますと、危険性ですね、改憲しないで今の自衛隊のまま国を守ると、その改憲して軍隊にしてしまって、国を守るのとどちらが危険かというと、私は改憲後の方が危険なのではないかと思います。まずアメリカ、また先ほどの中米問題が出てきまして、万が一アメリカと中国との間に何か衝突がある場合、利用されるのはまず日本だと思います。そういう意味では戦争に巻き込まれやすいという立場に自分を置いてしまうという考えです。

○ショウ シュクフン 蕭 淑芬 (台湾東海大)

確かに憲法改正という言葉は問題があるのではないかと思います。なぜかといいますと、改正ということは、新しいこと、そして正しいことへ変えようという意味合いがありますよね。今の実情、今の国の現状とか、国民の生活状態があまりよくないと思い、憲法を改正して、みんなの生活をよい方向に向けて頑張ろうという意味がないと、憲法を改正する意味がないと思います。そもそも憲法は政府を拘束する基本をかけるという憲法学の基本知識がありますよね。もし憲法を改正するならば、改正というか、改変ですね、憲法を改変するならば政府を規範するルールが変わるんですね。もし改正すれば国民には、このような前提というか、このような考え方を持っているかどうかは、確かに私はちょっと疑問です。台湾の場合はちょっと違います。一般の国民は今の実情、台湾の生活、皆の生活、国民の生活を守ろう

と思っているんです。いわゆる現状維持ということですね。現状を維持するならば、憲法を改正しなければならないと思っています。近代憲法の基本原理を取り入れないと現状維持は難しくなります。日本国憲法はいわゆる20世紀の憲法で平和主義もあって、生存権まで保障されているんですね。台湾から見てもそうですし、ドイツから見ても結構いい憲法と言われているんですね。このようないい憲法をなぜ変えようと考えているか、政府の考え方は随分表に出ているように感じますけれども、国民の声はどうなっているか私ちょっと聞きたいところです。以上です。

○伊志嶺惠徹（コーディネーター）

ありがとうございます。じゃあ屋良さん最後にお願いします。

○屋良栄作（那覇市議）

元教員の方の御質問の答えをするのであれば、厳密に言えば改定というのが正しいのではないかなと思います。改正とか改悪とか、善悪という表現を使っているんですけども、よく改正と使うんですけども、厳密に言えば改定じゃないのかなと。ただ日本は民主主義の国ですから多数決で決まったことは改正という言い方をしてもいいのかなという気はしますが、決まる前は個人的には改定という表現がいいのかなという気もいたしております。

私が申し上げたかったことは、F15を持っていて、イージス艦を4隻持っている国が世界に向けて、国民に対して軍隊ではないという言い方がもはや限界じゃないのかなというのが出発点としてございます。私は国家の基本法である憲法は、子どもが読んでも、あるいは小学校の高学年ぐらいの方が読んでもわかりやすいものであるべきだと思います。前文にしろ、翻訳調のものではなくて、もっとわかりやすく、もっと美しいものに変えてもいいと思うんです。それから第9条についても交戦権を認めないと第2項で言っているけれども、自衛隊は何なのかとか、国際法ではどうのとか、そういう最高裁でも判断を放棄するぐらいの憲法でいいのかなというのが正直ございます。わかりやすい憲法に改めるべきだと思います。

それから軍事費レベルで2位とかという話もあったんですけども、私、日本の自衛隊がほんとに強い隊なのかというのは自信がないんですね。やっぱり国家意志がどれだけ強いのか、あるいは国民、兵隊の連度がどれだけ高いのかというところで、私は変わってくると思います。北朝鮮があれだけ瀬戸際外交をしているのは、

一人の軍事独裁者がいて、国家意志は先軍政治、アメリカが攻めてくるならば韓国を火の海にするよと、そのぐらいの脅しをするから強いんですね。正直言ってですね。ですから日本の予算が多いからといって、僕は日本の自衛隊が強いとは思わないんですね。

中国は明確に、例えば1992年に領海法というのを制定して、尖閣諸島も含めて中国の領土である、南沙諸島も中国の領土であるということを世界に宣言し、着実に手を打ってきております。例えばフィリピン、スベックなどの米軍基地が撤退した後、南沙諸島等上陸してどんどん漁民の避難基地という名目で対空砲とか、そういうのを建設しているわけです。当然フィリピン政府は反論しているわけです。抗議をしている。だけど無視されているんです。こういう国際政治もあるわけなんですね。

ですから私は日本が戦争をするということは、はっきり申し上げて、例えば中国と戦争する。韓国と戦争する。北朝鮮と戦争するということは、私は中国にとっても、アメリカにとっても、日本にとってもデメリットなわけですから、ないと思っておりまますし、戦争というのは仮に国際法の中ではルールというのがあるんですけども、日本は侵略戦争はしないということを憲法の中で追記して、シビリアンコントロールをより強固にしていくという形で、今の日本国憲法を侵略戦争をしないという観点から捉えて補強していくこともいいことではないのかなと思っております。今のようにイージス艦を持っていて、F15を持っていて、最初の繰り返しになりますけれども、あれは軍隊ではないという表現をするのはもう限界に来ているのではないかなど感じているところでございます。

### III 教育基本法改正と愛国心の問題

#### ○伊志嶺惠徹（コーディネーター）

続きましても小学校の先生の御質問がまいっております。

「憲法改正と並んで教育基本法改正の動きがあります。学校現場では教員評価制度、免許更新と國の方針に従わない教員の締めつけが加速していかないか心配です。教育基本法改正の動きの中で、愛国心が大きなポイントとなると思うのですが、学校で愛国心をどう教えるのか、何を教えるのか、また評価をどうしていくのか、見

えない部分がたくさんあります。そこでそれぞれの国での愛国心教育、日本の愛国心教育はどうあって、教育というのをどのようになされているか」ということです。まず韓国から始めていただきたいと思います。

○閔 炳老（韓国・全南大）

愛国心というのは、ナショナリズムと非常につながっていると思います。私はサッカーが非常に大好きなのですが、嫌いなのはこういうサッカーを利用して皆さんのが知らないうちにナショナリズムを何か呼び起こしていくことです。我々は、軍事政権のときに、小学生のときから愛国心やナショナリズムの教育を受けてきました。

例えば、日本では教育基本法を改正しようとしていますけれども、韓国では軍事政権の時に国民教育憲章というものをつくって、小学生に1,600字ぐらいか2,000字ぐらいのものを全部覚えさせたりして、毎日そういう愛国心の教育をしました。我々が朝鮮半島に生まれたのは、この国のために生まれたのだという内容です。それを小学生のときからずっと覚えさせられたのです。日本の明治時代の教育勅語みたいなものです。今後の朝鮮半島の統一の仕方として私が最も懸念しているのは、朝鮮半島の統一がこういう民族主義、ナショナリズムに基づいて行われるということです。日本側としても、これは懸念すべきことだと思います。

日本がこれからどういう道を選ぶかというのは、韓国が今後北朝鮮と統一されたらどういう道を選ぶかということにもかかわると思います。こういうナショナリズムについては、私は非常によくないと思います。どのような愛国心であれ、憲法は国民が国家のために存在するのではありません。憲法は、国民の個々人の権利と自由を守ることが目的であって、国家はその人権を守る手段として人々がつくれたものです。従って、愛国心教育というものはしてはいけないと私は思っております。

○張 集歡（中国・マカオ大）

簡単に言わせていただきますと、私から見たら愛国心というのはまず民族主義、ナショナリズムとは全然違うもので、ただ、隣り合わせなんですね。一步超えたら民族主義になってしまって、それまでが愛国心なんですね。つまり自分の国を愛し、自分の国を誇りに思っている。ただ、ほかの国を排斥しないというのが愛国心じゃないかと思います。

ついでにですけれども、ときどき日本の新聞とかそういうの「中国では愛国教

育を最近よくやっている」というのを見ます。しかし私は、中国の歴史教科書を見るとわりと中立的な見方をしていると思いますし、あんまりそういう過剰な愛国教育はしていないんじゃないかと考えています。

○蕭 淑芬（台湾東海大）

私にとってはすごく難しい問題です。愛国心というよりは、国の中の国民は国に対して、何というかな、政治的な共同体、どのようなビジョンを持っているか積極的に参加することがもっと重要ではないかと思います。もっと具体的に言えば、愛国心というよりは、国民全体でどのような国をつくり上げたいと思っているかが、もっと重要じゃないかなと思います。

そういう面から見れば、愛国心と似ているところは、積極的に国のことを考えなければならないんですね。今の台湾の民主主義でもそうですし、日本の民主主義もそういうような感じがするんですが、みんなほっといてくれというような民主主義というか、人権もそうですけれども、母親から父親から、両親から、国からほっといてくれというような権利ばっかり強調しているんじゃないかなと思います。本当の国の中の国民としては、自分がどのような環境で、どのような生活を求めているのかをもっと具体的に、もっと積極的に考えるべきではないかなと思います。そういうような面から見れば、国を愛さなければという考え方には出てこないと思います。

#### IV 北朝鮮と東アジアの軍事的緊張

○伊志嶺惠徹（コーディネーター）

ミン 閔先生に質問がきております。

「金 正日政権、（軍人主導）が変革されない限り、戦争の危機はなくならないし、朝鮮半島の平和的統一は実現しないと思いますが、いかがですか」。これが第1点。

第2点は、「拉致問題の受けとめ方について、日韓両国民の間には大きな開きがあるように思います。韓国では拉致は不法行為というよりは、南北緊張時代における軍事作戦の一環としてなされたという理解があるのでしょうか、本日のメインテーマとは多少ずれますか」。という閔（ミン）先生への2つの質問です。よろしくお願ひします。

○閔 炳老（韓国・全南大）

最初の質問は、金正日政権がなくならぬと緊張関係はなくならぬのではないか、という趣旨ですか。

○伊志嶺恵徹（コーディネーター）

そうです。

○閔 炳老（韓国・全南大）

北朝鮮との朝鮮半島の軍事的緊張については、南北は既に6・15南北共同宣言で3つの項目について合意をしております。もちろん、北朝鮮が約束を守らないこともあります。北朝鮮の政権が、金正日政権であろうと、その他の政権であろうとすぐには崩壊しないと言われております。金日成からその息子である金正日が継承したときも、これは政治的に不安定なのですが崩壊してしまうのではないかと言われてました。しかし、今でも健在なのです。もちろん、その内部の人々の人権侵害の問題も深刻ですけれども、アーミテージ・レポートも指摘しているように、北朝鮮の体制はそんなにすぐには崩壊しないと思います。従いまして、我々は、北朝鮮の政権を誰が握っているかとは関係なく、国際関係の中で朝鮮半島における安全を保っていこうと考えるのであります。なぜ北朝鮮がミサイルや核の実験をしようとするのか、その意図はどこにあるのかということは後で機会があればお話をしたいと思います。

2番目の拉致問題は、これはあってはならないと思いますけれども、韓国の人々も結構北朝鮮に拉致されております。しかし、先ほどの質問の中で軍事作戦の一環としてというのは、初めて聞きました。韓国側としては、何とか北朝鮮との話し合いに持つていこうとしています。こういう拉致問題をあまり政治的に利用しないで、何とか北朝鮮との話し合いでうまく解決しようというわけです。日本との違いは方法の違います。先日、韓国の新聞でも、日本の家族が金英男（キムヨンナム）さんのところに、「めぐみ」さんの家族が行くのですけれども、それで日本のマスコミが韓国に、その家族に集中してインタビューとかするのですが、その家族が拒否しているわけです。日本のマスコミに対し取材を拒否しているのは、やはり日本側があまりにも拉致問題を政治的に利用しようということを感じたからだと書いていました。こうしたことからも、私は拉致問題の解決の方法について、日本と韓国とでは違いますのではないかと思うのです。日本では、そういう拉致問題とか、

核問題とか不審船の問題とか、様々なことで日本の国民に不安感を抱かせる。そして、日本の国民が憲法改正という政府の思惑のとおり動いていると思うのです。私は、個人的には、日本側が拉致問題を解決する方向で動いているというよりは、あまりにも政治的に利用しているのではないかという気がいたします。

## V 中国の人権状況について

### ○伊志嶺惠徹（コーディネーター）

「<sup>チョウ</sup> 張先生への御質問ですが、「言論の自由とか、渡航の自由への規制はありませんか。」コメントください。

### ○<sup>チョウ シュウカン</sup>張 集歡（中国・マカオ大）

言論、中国での言論の自由ですね、まだかなり制限もあると思います。中国は、多分皆さんの中に対するイメージですね、どういうイメージをお持ちか、世論調査でも多少出てはいますけれども、中国というのは日本と違って、まだ民主国家まではかなり距離はあると思います。その民主国家にできないという一番大きい理由は、多分その国の大さじじゃないかと思います。今13億も人口のある中国では一つの中国を民主化にすることはとっても難しいことだと思います。民主化というのは、最初に国民一人一人が自分で決める、それから決められる意志がないと民主化にはできないと思います。中国の方、私ときどき中国を回って、いろいろ回ってみたりしますけれども、中国の方を見ますと、南の方、大きい町の方ではかなり教育レベルも高くて、みんな自分が国にどうしてほしいか、この国がどうなってほしいかという考えははっきり持っている人が多いと思います。ただ西の方ではかなりまだ生活していくたらいいなというレベルのところもかなり残っていますね。そういうところでは民主化とかはとってもまだ無理だと思います。そこで中国の政府は一つの大きい国をコントロールするためにはかなり独権、力でコントロールするというやり方、そのやり方もやむを得ないと思います。それはもちろん人権から見たら非常によくないことかもしれませんけれども、政治的には必要なときもあるのではないかと思います。天安門事件もその一つですよね。人権問題から見たらそれはひどい事件ではありますけれども、そういうことも必要といったらおかしいかもしませんけれども、一つのやり方ですね。

## VI 改憲と「国民主権」「平和主義」「基本的人権の尊重」（憲法の三原則）

### ○伊志嶺恵徹（コーディネーター）

次、「日本国憲法の第9条改正、あるいは教育基本法の改正、そういうのが主張されているようですが、憲法や教育基本法を根本から変えて、国民主権とか、基本的人権の尊重とか、平和主義とか、そういうのも守ることができると考えますか。パネリストの先生方の御意見を聞かせてください」。いわゆる日本国憲法の3つの基本原理ですね、そういうのを改めようとしていると。あるいは教育基本法を改めようとすると、そういうことで国民主権、人権、平和を守ることができるかと。先生方の御意見をお聞かせくださいということですが、簡潔にお願いします。

### ○閔 炳老（韓国・全南大）

先ほど屋良議員がお話ししたことですけれども、民主主義は国民の意思、多数決によって決まるのだということですけれども、我々の憲法というのは多数決民主主義を確かに採ってはいるのですけれども、それ以上に立憲民主主義をとっています。立憲民主主義では、少数者の意思も大事にしないといけません。いつも多数決が正しいとは言えないのですが、我々は、相対主義に基づいて意思決定を多数決で行うわけです。それがよくないということは、1920年代、30年代のドイツとイタリアのナチズムとファシズムが示しています。多数決の危うさということに、我々は注意しないといけないと思います。そういうことで、愛国心教育というのは、国民を洗脳教育して、それによって多数派がこういう軍国主義なり、政府の意図なりを支持するという長期的な計画の一環として行われるのだと思います。我々の憲法は立憲民主主義をとっておりまして、その立憲主義の憲法の基本原理である基本的人権とか、平和主義なりをきちんと守っていかないといけません。

### ○伊志嶺恵徹（コーディネーター）

大体、研究者の先生方は日本国憲法の第9条、それから教育基本法、こういうプラスの面で評価していると思うんですよ。4名の先生方の御意見は私の独断で割愛して、屋良さんにお一人だけこの質問についてコメントをいただきたいと思います。

### ○屋良栄作（那覇市議）

私も民主主義の中の一端の地方議会にいる者として、私の意見が通らないときも

あるし、通るときもある。それはそうなんです。要は私を選んだ那覇市民の意見が通らないときもあれば、通るときもあるということで、民主主義も完全ではないなというふうには思っております。ただ原点に戻れば、我が国民が、私たち国民が過去の2つの憲法では政策過程に国民投票という形でかかわれなかつたということからすれば、歴史上初めてのことだと思いますね。そういう意味では意義があるということを申し上げたいと思うし、今の三大主権、すなわち三大原理、国民主権、平和主義、それから基本的人権の尊重、これはやはり新しい改定案の中にも当然盛り込むべきだと思いますし、基本的人権を仮に廃止する憲法案がもし案としてどこかの政党から出た場合には反対します。一国民として体を張ってでも反対したいと思います。あと選んだ内閣が、納得のいかない、戦争に協力するとかいうときにも反対したいと思います。徴兵制になる云々とかのときにも個人的に国民として反対をしていきたいと思っております。そういう意味で、私はこの3つの原理、原則は守られる可能性が高いと思っております。100%というのは言い切れません。人間のやることですから。ただ私は守る方向で努力していきたいと思っております。ここに集まつた皆さんも二十歳以上であれば、有権者なんですね。皆さん一人一人がどう判断するかというのが大切だと思います。

## VII 「沖縄独立」の意義

### ○伊志嶺惠徹（コーディネーター）

それからこういう質問がきております。「沖縄独自の憲法をつくって、10年後には独立したらどうか」と。いかがですか、井端先生。

### ○井端正幸（沖国大）

非常に難しいご質問ですね。ただ、現実性があるのかなというところがやはり一番の問題ではないでしょうか。日本本土に愛想をつかして、そういう方法をとるというのも選択肢の一つとしてあるかもしれません、しかし、これでいいのかということもよく考える必要があるのではないかと思います。

### ○伊志嶺惠徹（コーディネーター）

屋良さん、どうでしょうか。沖縄独自の憲法をつくって、10年後に独立したらどうかと。

○屋良栄作（那覇市議）

その点については、ちょっと勉強させていただいたんですけども、限りなく独立に近い特別州という形で、15年以内に道州制が導入される可能性が高いという話を聞いておりますので、ほかの横並びの州という位置づけではなくて、独自の権限と仕組みを自分たちでつくれる特別州みたいなのをつくれればなという意味です。独立というとちょっと構えちゃうんですけども、あまりわからない部分もあるんですが、独立的な存在でいいのかなと思います。

VIII 「国民主権」と「天皇主権」

○伊志嶺恵徹（コーディネーター）

続けますよ。「かつて主権は天皇にあり、国民はその臣民として支配層と、支配される国民とにありました。現在は主権は国民のものとなっていますが、今、有事法や教育基本法を改正、憲法改正、それから共謀罪、国民保護法等、国民に対して反逆の態度をとり続けている状態で、国民に命令するに至っています。そこで天皇主権と国民主権にどれほどの違いがあるのかをお聞きしたいと思います」。井端先生、お願いします。

○井端正幸（沖国大）

やはり違いは大きいと思いますが、問題は国民主権にはなったけれども、それがどれだけ具体化、実質化されているかが重要だと思います。この点に関して個別の問題点については省かせてもらいますが、常々個人的に思っているのは、日本は果たして法治国家なのだろうかということです。これは別に悲観的な意味で言っているわけではありませんが、簡単に言いますと、憲法で定めていること、法律で定めていることを、これだけ守らない政府を持っている国は珍しいと思います。しかし、そういう政府を選んだのは国民ですから、国民の意識のあり方も問題になるかと思います。うたい文句ではなくて、これを具体化、実質化するにはどうしたらいいのかということを主権者である国民自身がよく考える必要があるでしょう。憲法も法律も棚上げして好き勝手にやるのでなくて、決まりは守ろうという原点をみんなで確認すること、平たく言えばそういったことさえもできていないのが情けない話だと思います。そういう意味で、先ほど台湾の蕭先生がおっしゃっていました

た「日本人は誇りを持っていない」という指摘が、私の胸にぐさっと突き刺さりました。そのあたりの反省も込めて、そんなふうに思います。

#### IX 尖閣諸島などの領有権問題

##### ○伊志嶺恵徹（コーディネーター）

コーディネーターの方からちょっと質問させていただきます。御案内のように、尖閣列島では日本、中国、台湾、この3カ国が領有権を主張しております。それから竹島、韓国語では独島と言うんだそうですが、ここでは日本と韓国がそれぞれ領有権を主張しております。私は、外国からお見えになった先生方にこの問題を国際司法裁判所に提訴して解決できるといいんだがなど僕は個人的に思うんですが、先生方の御意見をお伺いしたいと思います。

##### ○閔 炳老（韓国・全南大）

韓国と日本との間には、日本でいう竹島、韓国でいう独島をめぐる問題があります。この問題については、最近も話題になっていますが、日本と韓国とは友好関係を保っていかないといけないと思います。この問題についてあまり両国が大きく争っていてはいけないと思います。

韓国側としては、この問題について日本が領有権を主張するのは、1905年の韓日併合条約によって韓国が日本の植民地になり、これはカイロ宣言やポツダム宣言では、日本が支配している植民地の領土の返還を示したわけです。だから日本の本土以外、日本のもともとの領土以外は全部返還されるべきだったのです。それが1952年のサンフランシスコ条約の中で、最初は連合国ではこういう竹島の名前も書いて返還することになったのですけれども、そのまま外交戦でそれが曖昧になってしまったということで、それを根拠として日本側が領有権を主張するのです。我々としては、そういうことを日本が領有権を主張するのはまだ過去の反省をしていないのだということで、それに対して反発などが生じているのです。この問題をどうやって解決していくかということは、国際司法裁判所に持っていくてもいいのですけれども、日本側が今は経済的、外交的に優位を占めているので、わざと日本がそういう問題を、紛争を起こして、国際司法裁判所に持っていく意図があるんじゃないかなということを心配しているわけです。

したがいまして、この島の領有権の問題は、島自体の資源的重要性はあまりありませんがその周辺の海の資源的問題もありますので、長期的な解決策を模索しながらお互いに譲り合って、海の資源を共有して使用するようにすることが今のところは最善策だと思います。そして、長期的に日本と韓国、朝鮮半島をめぐる東アジアの友好関係が深くなれば、これは自然に解決されるのではないかと思っております。

○伊志嶺惠徹（コーディネーター）

張先生、蕭先生、一言ずつ簡潔にお願いします。

○張 集歡（中国・マカオ大）

この尖閣諸島の問題ですけれども、私も詳しくは調べてなくて、それは中国ではもちろん自分のものだと主張していますよね。ただ国際裁判にかけると100%中国が勝てるという自信は、中国側にはないと私は理解しています。ですからそれにかけてしまったら今度逆に負けてしまうと損になっちゃいますよね。ですから私は尖閣諸島の問題はしばらく、その近い将来は解決できないままじゃないかと思います。

○蕭 淑芬（台湾東海大）

この尖閣の問題でも政治的な考え方もありますし、経済的な資源の問題もありますけれども、私はやはり法学部出身ですので、国際裁判にかけた方がいいのではないかと思います。

○伊志嶺惠徹（コーディネーター）

ありがとうございました。以上で、パネリストの先生方といろいろと御意見を伺って大変勉強になったと思います。コーディネーターとしてちょっと不手際があつたかもしれません、以上で、私の務めを終わらせていただきます。ありがとうございました。

（2006年6月29日、於・沖縄国際大学）